

議第55号 呉市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」といいます。）の一部改正（令和5年法律第34号による改正）により、漁港施設等活用事業制度が創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の経緯

(1) 漁港施設等活用事業制度の創設

法の一部改正により、漁港について、その価値や魅力を生かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みとして、漁港施設等活用事業制度が創設されました。

これにより漁港管理者は、国が定める基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画（以下「活用推進計画」といいます。）を策定できることとなり、この活用推進計画が策定された漁港においては、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者（以下「認定計画実施者」といいます。）に対し、行政財産である漁港施設の貸付けや漁港水面施設運営権の設定等が可能となります。

(2) 法律名の変更

法の目的規定に「漁港の活用促進」が追加されたことに伴い、法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されました。

3 改正の主な内容

(1) 漁港区域内の水域等における土砂採取料等を徴収する対象者の追加

漁港施設等活用事業の創設に伴い、漁港区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除きます。）及び公共空地について、市の許可を受けて土砂の採取又は水面若しくは土地の占有を行う場合に係る土砂採取料又は占有料を徴収する対象者に認定計画実施者を追加します。

(2) その他

法律名が変更されたこと等に伴い、所要の規定の整理をします。

4 施行期日

令和6年4月1日